

陳情文書表

令和 6 年第 3 回神奈川県議会定例会

令和 6 年 9 月 9 日

陳情番号	42-1	付議年月日	6.9.9
件名	横須賀市不入斗橋バス停前の騒音改善について陳情		
付議委員会	陳情者		
環境農政常任委員会	横須賀市上町3-40 市村俊明		
<p>私は、横須賀市の不入斗橋バス停前に住居を構えます。バス停前におけるバスのアナウンス、ワインカー音、ドアの開閉時のエラー音、エンジン音などによる騒音が非常に酷く、今までに神奈川県道路維持課、市役所環境課、バス会社本社、営業所、関東運輸局、神奈川バス協会、警察などに相談を行っています。</p> <p>しかしながら、改善されるどころか日を増すごとに騒音が酷くなっています。</p> <p>そのため生活における精神的負担が大きいと感じています。この問題に対して早急な改善を求めてく陳情書を提出いたします。</p>			
<p><u>1. 騒音調査の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス停前における実際の騒音レベルを詳細に調査し、問題の深刻さを把握すること。 <p><u>2. バス停の移動検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音が特に酷い場所について、可能であればバス停の移動を協議して頂きたい。 <p><u>3. 防音壁の設置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動が不可能であればバス停周辺に防音壁を設置することで、騒音の低減を図る。 <p>私たちの居住する不入斗橋のバス停前での騒音問題は深刻であり、特にバスの到着や出発時に発生するアナウンスやエンジン音が大きな負担となっています。この騒音は特に早朝や深夜においても存在し、私たちの睡眠や日常生活に支障をきたしています。また、特に敏感な住民にとっては精神的なストレス源ともなっています。</p> <p>これらの問題に対して、県当局におかれましては以上の改善策を検討していただきたく存じます。まず、具体的な騒音レベルの調査を行い、問題の本質を把握することが急務です。その上で、バス停の移動や、バス停周辺に防音壁を設置することで、騒音の軽減を図っていただければと考えております。</p> <p>住民全体の健康と安全を守るために、速やかな対応と改善をお願い申し上げます。今後とも市民の声に真摯に応えていただけることを期待しています。以上</p>			

陳情番号	42-2	付議年月日	6.9.9
件名	横須賀市不入斗橋バス停前の騒音改善について陳情		
付議委員会	陳情者		
建設・企業常任委員会	横須賀市上町3-40 市村俊明		
<p>私は、横須賀市の不入斗橋バス停前に住居を構えます。バス停前におけるバスのアナウンス、ウインカー音、ドアの開閉時のエラー音、エンジン音などによる騒音が非常に酷く、今までに神奈川県道路維持課、市役所環境課、バス会社本社、営業所、関東運輸局、神奈川バス協会、警察などに相談を行っています。</p> <p>しかしながら、改善されるどころか日を増すごとに騒音が酷くなっています。</p> <p>そのため生活における精神的負担が大きいと感じています。この問題に対して早急な改善を求めてく陳情書を提出いたします。</p> <p><u>1. 騒音調査の実施</u></p> <ul style="list-style-type: none"> バス停前における実際の騒音レベルを詳細に調査し、問題の深刻さを把握すること。 <p><u>2. バス停の移動検討</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音が特に酷い場所について、可能であればバス停の移動を協議して頂きたい。 <p><u>3. 防音壁の設置</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 移動が不可能であればバス停周辺に防音壁を設置することで、騒音の低減を図る。 <p>私たちの居住する不入斗橋のバス停前での騒音問題は深刻であり、特にバスの到着や出発時に発生するアナウンスやエンジン音が大きな負担となっています。この騒音は特に早朝や深夜においても存在し、私たちの睡眠や日常生活に支障をきたしています。また、特に敏感な住民にとっては精神的なストレス源ともなっています。</p> <p>これらの問題に対して、県当局におかれましては以上の改善策を検討していただきたく存じます。まず、具体的な騒音レベルの調査を行い、問題の本質を把握することが急務です。その上で、バス停の移動や、バス停周辺に防音壁を設置することで、騒音の軽減を図っていただければと考えております。</p> <p>住民全体の健康と安全を守るために、速やかな対応と改善をお願い申し上げます。今後とも市民の声に真摯に応えていただけることを期待しています。以上</p>			

陳情番号	4 3	付議年月日	6 . 9 . 9
件 名	平塚警察署、及び県警本部の組織的不正、隠ペイに関する陳情		
付 議 委 員 会	陳 情 者		
防災警察常任委員会	平塚市見附町12の6 須 藤 信 男		
1、陳情の要旨、 平塚警察、県警本部長が不正、隠ペイしている事を公安委員会が厳正に調査する事を求める。			
2、陳情の理由、 平塚署、県警本部に犯罪を報告したのに隠ペイしているこの事は事実である。不正を見逃す わけにいかない。			

陳情番号	44	付議年月日	6.9.9
件名	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書提出の陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	横浜市中区太田町6-84-2 大樹生命ビル4階 ユーヨープ労働組合 積 哲也		

1. 陳情の要旨

国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。

2. 陳情の理由

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

現行の健康保険被保険者証の廃止は、マイナンバー法上任意とされているマイナンバーカードの取得の事実上の義務化であり、法律上も大きな問題があります。さらにオンライン資格確認等のシステム上でのエラーやトラブルが未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえず、マイナ保険証の使用率は令和6年5月時点で7.73%にすぎません。

また、マイナンバーカードの利活用に対応しきれない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない、という現状も生まれています。

わが国の医療保険制度は、いつでもどこでも誰でも、必要な時に日本国内で均しく医療を受けられる「国民皆保険」制度を探っていますが、上記のような状況になれば同制度は、機能不全に陥りかねません。また、地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

陳情番号	45	付議年月日	6.9.9
件名	熱中症対策に関する陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会		横浜市都筑区東山田2-3-7 フラムハルド102 小島涼	

1 陳情の要旨

- ・県議会は政府に熱中症警戒アラートが発令された日は、スマホの緊急速報メール（エリアメール）機能を使って通知するよう義務付ける意見書を出す。
- ・県議会は政府に熱中症警戒アラートが発令された日は、地上波テレビ放送のテレビ画面に熱中症警戒に関するテロップを常時表示するよう義務付ける意見書を出す。

2 陳情の理由

近年、夏の時期（6月から9月まで）になると熱中症になる人が増え最悪死ぬ人が出ています。猛暑日が増加しています。新型コロナは怖い病気ですが熱中症も怖い病気だと思います。そこで思ったのですが、スマホの緊急速報メール（エリアメール）機能を使って熱中症警戒アラートの通知を出せるようにします。また、地上波テレビ放送（NHK総合テレビ、NHK教育テレビ、民放テレビ局）では、熱中症警戒アラートが発令された日は、テレビ画面に、熱中症警戒に関するテロップを常時表示し、国民に対して熱中症に警戒するよう呼びかけます。そうすれば熱中症で犠牲になる人が減るのではないかと思います。

陳情番号	46	付議年月日	6.9.9
件名	現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を国に提出することを求める陳情		
付議委員会		陳情者	
厚生常任委員会	横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2 TSプラザビルディング2階 神奈川県保険医協会 理事長 田辺 由紀夫		

【陳情の要旨】

国に対し、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、現行の健康保険証とマイナ保険証の両立を求める意見書を提出すること。

【陳情の理由】

改正マイナンバー法が令和5年6月2日に成立し、令和6年12月2日には健康保険証を廃止して、マイナンバーカードに保険証機能を持たせる「マイナ保険証」に一本化されることとなりました。

我が国は強制保険による「国民皆保険」制度を探っています。一部例外はあるものの、すべてのものが保険料を納め、被保険者としての資格を保有しています。健康保険法施行規則等でも「保険者は被保険者証を被保険者に交付しなければならない」と定められており、医療を受ける際の資格確認方法を保険者が確保することは当然です。それにもかかわらず資格確認方法を番号法上「任意」であるはずのマイナンバーカードで代替し、医療機関受診を可能とする資格確認書の職権交付は「当分の間」として申請を前提にするなど、現行の健康保険被保険者証の廃止に向けた動きは法的にも現場実態としても大問題です。

またオンライン資格確認等のシステム上のエラーやトラブルは未だ多く発生しており、保険資格確認の手段として確実なものとはいえない状況です。さらにオンライン資格確認に物理的、費用的、人材的に対応できない医療機関も一定数あり、閉院という選択肢を取らざるを得ない—という現状も生まれています。地域の医療を支える担い手が不足した場合、地域住民の健康に対する安全性を大きく損なう事態になることが懸念されます。

自身の医療情報を自分で管理し、活用したいという方がマイナ保険証を使うことに対して反対ではありません。わが国が世界に誇る医療保険制度を将来にわたって維持存続させるために、本年12月2日実施予定の健康保険証廃止を中止し、マイナ保険証と現行の保険証を両立させることを求めます。

以上の点から、国に対して意見書を提出することを陳情します。

以上